

# 給食業務委託・食事提供業務委託契約に係るプロポーザル募集要綱

2019年8月19日

社会福祉法人あそか会  
理事長 古城 資久

## 1. 趣旨

この要綱は、社会福祉法人あそか会あそか病院及び住宅型有料老人ホーム マンション六華園における食事提供業務委託者を、公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 公募事項

- (1) 件名 給食業務委託・食事提供業務委託契約
- (2) 仕様 「給食業務委託・食事提供業務委託仕様書」のとおり

## 3. 履行場所

- (1) 東京都江東区住吉1-18-1 あそか病院
- (2) 東京都江東区住吉1-18-15 住宅型有料老人ホーム マンション六華園

4. 契約期間 2020年4月1日～2021年3月31日 以後1年毎の自動更新。

## 5. 日程等

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 募集開始             | 2019年8月19日     |
| (2) 応募意志表明書の受付期限     | 2019年8月30日     |
| (3) 質問書の提出期限         | 2019年9月6日      |
| (4) 質問書への回答期限        | 2019年9月9日      |
| (5) 企画提案書の提出         | 2019年9月13日     |
| (6) ヒヤリング（プレゼンテーション） | 2019年9月17日～20日 |
| (7) 審査・候補者選定         | 2019年9月末日      |

## 6. 参加資格

公募に参加できるものは、要綱で定める要件をすべて満たすものとし、次に掲げるものは本調達の公募に参加することができない。

- (1) 「東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱」に基づく指名停止期間中等、指名から除外する期間中であるもの。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続きの開始申し立てをした時、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始申し立てをした時、不渡り手形発生等）のもの。
- (3) 東京都内に契約締結権限のある本店、支店または営業所がないもの。
- (4) あそか会契約事務規定第6条に定める契約停止処分期間中のもの。
- (5) 被後見人等契約の当事者になることができないもの。
- (6) その他、公募への参加及び契約締結に不相当と認められるもの。

## 7. 参加申込

### (1) 担当部署

東京都江東区住吉1-18-15 12F

社会福祉法人あそか会 本部事務局 星野・小野・住谷

TEL 03-3632-0996 FAX 03-3632-0997

### (2) 申込方法

応募意志表明書を上記担当部署へ提出 ※要事前連絡

### (3) 受付時間

応募締切日の午後5時まで

## 8. 質問の受付及び回答

質問は、文書または、電子メールにて受け付ける。(任意様式)

回答は、応募意志表明書提出者全員に文書または、電子メールで回答し、質問への回答は、本要綱の追加または修正とみなす。

## 9. 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、「給食業務委託・食事提供業務委託仕様書」に沿って作成すること。

## 10. 審査

事業者の選定は、本会の理事、評議員、職員の中から構成される企画審査委員会により企画提案書の審査、ヒヤリング（プレゼンテーション、試食等）20分程度を必要に応じて実施する。

### 11. 提案書評価基準（100点満点）

実績・組織体制	企業規模、資格、実績、その他	20点
提案内容	「給食業務委託・食事提供業務委託仕様書」 のとおり	50点
価格	見積り	30点

### 12. 審査結果

審査の結果、応募者の中で最高評価点を得た事業者を契約候補者として選定し、審査結果は、書面にて行う。

### 13. 契約の締結

契約手続きは、あそか会経理規定に定めるところにより、選定された業者と交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。

### 14. その他

応募意志表明書および企画提案書の作成、並びに提出等に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。